

学業上の不正行為

学業上の不正行為に対する本学の対応

本学における学業上の不正行為は、重大な違反行為となります。学業上の不正行為は、同輩である学生の士気に悪影響を及ぼし、大学の世評をおとしめます。よって、本学の教職員および学生の全員が、学業上の不正行為を防ぎ、阻止し、報告することとされています。

学業上の不正行為者には、寛大な措置が取られることはなく、停学または退学を含む厳重な処分が課せられる場合があります。処分の詳細については、「不正行為学生に対する処分について」を参照してください。

学業上の不正行為

学業上の不正行為とは、大学の教科学習および試験において不正な行動をすることや、他人の作成した論文またはレポートを自分自身の作成したものに見せかけること、またはその他の方法で不正な利を得ようとするものが含まれます。

学業上の不正行為の例

学業上の不正行為の例は以下のとおり。

- テストまたは試験において他人になりすますこと、またはこのような手はずを整えること
- 試験中に別の学生の解答を写すこと
- 参考文献等の持ち込みを許可されない試験においてノート、ペーパー、その他の資料を参照すること
- 教員から明確な同意を得ずに、別の講義で既に単位を受けた論文またはレポートを提出すること
- 上記のような不正行為を幫助すること
- データを改ざんすること。これは研究記録に研究が正確に示されないように研究材料または研究プロセスを操作すること、または調査データまたは調査結果を変更もしくは削除することを意味します。データの解釈についてはかなりの裁量の余地がありますが、データそのものは、操作または歪曲してはなりません。

盗作・剽窃

盗作・剽窃とは、論文またはレポートの作成において、必要かつ適切な出典参照を示さずに別の出典からアイデア、表現その他を写すことを指します。この出典には、公表・未公表の論文またはレポート、インターネット、および他の学生や教職員の論文またはレポートが含まれます。

盗作・剽窃の例

盗作・剽窃の例は以下のとおり。

- 他人の完成した論文またはレポートの全部または一部を、自分の論文またはレポートとして提出すること
- 別の著作者の論文またはレポートの全部または一部を、出典に対する参照を付けずに利用すること
- 出典に対する参照なしに、他人のアイデア、解釈、記述、または結論を言い換える（自分自身の言葉で述べる）こと
- 書面形式の論文またはレポートにおいて他人の論文またはレポートから文章、文章の一部を直接の引用を行う際に、引用符をつけず、また適切な出典参照を示さないこと
- 他人の論文の全て（または相当部分）を使用することは、出典に対する参照があっても不可

研究倫理教育及び研究費コンプライアンス教育

本学では、研究活動上の不正行為を防止するため、研究者（学生含む）に求められる倫理規範等の修得に向け、研究倫理に関する e-learning 教材の受講を全ての学生に義務づけています。

また、研究費を受け取る場合や、RA 等で外部研究資金等の実施に携わる場合は、研究費コンプライアンス教育が義務づけられており、大学が提供する説明会等の受講（義務）及び e-learning 教材の研究費コンプライアンス教育部分の受講（推奨）が必要となります。詳細及び e-learning 教材の受講等に関しては、別途お知らせします。

不正行為に対する処分について

学業上の不正行為

学業上の不正行為とは、参考文献等の持ち込みを許されていない定期試験等において、自らが作成した文書、器具、他人の答案等を使用するなど、大学院生としてあるまじき行為等が対象となります。

また、論文またはレポートの作成において、他人が作成したものを盗用すること（盗作、剽窃）、調査データを改ざんすること、分析結果を偽ることなど、研究に携わる大学院生としてあるまじき行為等が対象となります。

学業以外不正行為

学業以外不正行為とは、犯罪行為、人権を侵害する行為など、本学の秩序を乱す行為、大学院生としての本分に反した行為等が対象となります。

処分の内容

不正行為者に対する処分は、訓告、停学、退学のいずれかです（学則第 56 条）。停学については、1 週間～3 ヶ月と 6 ヶ月の 2 種類とされています。

なお、処分の発効日は、原則として、処分通知書の交付日となります。

学業上の不正行為に対する取扱

- (1) 訓告処分を受けた場合、当該科目の履修は無効とされます。
- (2) 停学処分を受けた場合、当該科目の履修は無効とされます。さらに、当該学期（不正の発生した学期）または当該学年（不正の発生した学年）について、全科目の履修が無効とされる場合があります。
- (3) 停学期間中は、履修登録、授業出席、及び試験受験は認められません。

学業以外不正行為に対する取扱

事案に応じて決定されます。

処分の手続き

不正行為者に対する処分は、以下の手順にしたがって決定、実施されます。

- (1) 学業上の不正行為については、当該科目担当教員が不正行為等の経緯を研究科長に報告する。学業以外の不正行為については、事実を知り得た教職員が不正行為等の経緯を研究科長に報告する。
- (2) 研究科長は、学長に報告した上で、研究科長、学務担当副学長、プログラムディレクター、当該科目担当教員、その他必要と認める者から構成される調査委員会（委員長：研究科長）を設置する。
- (3) 調査委員会は不正行為等に関する事実関係を整理した上で、当該学生に対する処分案を作成し、学長に提案する。
- (4) 学長は、調査委員会からの提案を受けて最終処分案をまとめ、研究教育評議会の議を経た上で、決定する。
- (5) 学長は、決定された処分について当該学生に通知する。
- (6) 処分について不服申立てのあった場合には、学長が調査委員会に調査を付託する。調査委員会は申立て内容について調査し、その結果を学長に報告する。
- (7) 不正行為に対する処分案の内容が変更になった場合には、再度研究教育評議会に諮った上で、決定する。
- (8) 不正行為に対する処分は、当該学生の氏名及び学籍番号を除き、当該学生の所属、処分の内容及び事由を学内に公示する。

ハラスメント

ハラスメントは、人権にかかわる問題であり、人間としての尊厳を傷つけ、研究教育及び労働環境の悪化を招きます。本学は、ハラスメント行為を断じて許さず、本学の構成員すべての人権をお互いに尊重しあい、その能力を十分発揮できる、ハラスメントのない環境づくりに取り組みます。

本学の学生は、多様な背景を持ち、多様な価値観や習慣を持っています。自分の国や地域で許容される行動や発言が、必ずしも他の国や地域で許容されるわけでないということを認識してください。学生の皆さんが安心して、多様な文化を享受できるキャンパス環境の構築に貢献できるよう、自分自身の行動を振り返ってみてください。

ハラスメントの定義

ハラスメントとは、人種、国籍、性別、出身地、宗教、政治的信条、年齢、職業、身体的特徴等、広く人格に関わる事項において、当事者の尊厳を損ない不快にさせる言動をいいます。

ハラスメントには、さまざまな態様がありますが、大学という場で問題となる典型的な例としては、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントがあります。また、これらの態様は独立しているものではなく、さまざまなハラスメントと重複する場合があります。

大学の責務

学長は、ハラスメントの防止及び対策に関する施策等全般について責任を負います。また、構成員を監督する立場にある者は、ハラスメントのない良好な環境を確保するために、日常的な活動の中で指導等を行い、ハラスメントに関する認識を深めさせるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、適切に処理する責任を負います。

構成員の責務

本学のすべての構成員は、個人としての人格を尊重するとともに、人としての尊厳を傷つけることとなるハラスメントを起こさないこと、また、その防止に努める義務を負い、ハラスメントにより修学上又は就労上の環境が害されることを防ぐため、次の

事項について留意しなければなりません。

- ①ハラスメントについて問題提起をする学生、職員及び関係者をいわゆるトラブルメーカーと見なしたり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけてしまったりしないこと。
- ②ハラスメントに関する問題の加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。
具体的には、次の事項について、十分留意しながら必要な行動をとる必要があります。
 - ・ハラスメントが見受けられる場合には、修学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとることが必要です。
 - ・ハラスメントの被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「仕返しを怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがあります。被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば相談すること、また、相談に乗ることが大切です。

ハラスメントを受けた場合の対応

ハラスメントに対しては、毅然とした態度をもって、相手に意思表示をすることが求められます。しかし、相手に伝えることが難しい場合は、一人で我慢したり悩んだりせず、信頼できる人に相談することが必要です。また、発生した日時・内容等について記録したり、第三者の証言を得たりしておくことが望ましいです。

苦情の相談

本学はハラスメント全般に関する悩み、相談、苦情に対応するための相談窓口として、複数のハラスメント相談員を置いています。相談員氏名及び相談のしかたは、学生用ポータルサイト **GRIPS Portal Site for Students** に掲載しておりますので、ご確認ください。

相談員へのホットラインとして、

「sodan-cukeii@grips.ac.jp」を設定しています。ここにメールをお送りいただくと、ハラスメント相談員全員にメールが届き、相談内容やご希望に応じ

た相談員が複数（原則2名）で対応します。相談したい相談員がいる場合は、相談員の氏名を明記してください。他の相談員に知られたくない場合は、相談員個人に連絡してください。ご相談は匿名でも受け付けています。

相談者に対する守秘義務を遵守し、相談したことによりさらなる被害に遭うことのないよう、適切に対応いたしますので、安心してご相談ください。